

「岩見沢市の部活動の在り方に関する方針」【概要版】

方針策定の趣旨等

岩見沢市教育委員会

- 児童生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要があります。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、児童生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、児童生徒の多様な学びの場として、高い教育的意義があります。
- 部活動を実施する上では、児童生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、様々な体験を充実させるなど、児童生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要があります。
また、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われることが必要です。
- こうした中、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成31年1月に、北海道が「北海道の部活動の在り方に関する方針」を策定し、市町村には、国のガイドラインや北海道の方針に則った「部活動の在り方に関する方針」の策定が求められていることから、岩見沢市教育委員会では「岩見沢市の部活動の在り方に関する方針」を策定することとしました。

方針の基本的スタンス

- 国のガイドラインや北海道の方針に則るとともに、岩見沢市の地域性などの状況を踏まえた内容とします。
- 運動部活動と文化部活動を一体化した内容とします。
- 休養日等の取扱いについて、小・中学校と高等学校を同じ基準としつつも、高等学校段階では、多様な教育が行われている点などを考慮します。
- 各学校の部活動の取組状況などを踏まえて、必要に応じて方針の見直しを行います。

主な方針の内容

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- 校長は本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定します。
- 校長は、部活動顧問に対し、年間及び毎月の活動計画並びに活動日時、休養日等の活動実績を作成・提出させることにより、本方針の実効性を確保します。
- 校長は、活動計画等を配布するなどして保護者や児童生徒の理解を得るようにします。

(2) 指導、運営に係る体制の構築

- 校長は、可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営・管理体制が構築されるよう十分考慮します。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部活動における適切な指導の実施・(2) 文化部活動における適切な指導の実施

- 校長及び部活動顧問は、児童生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底するとともに、岩見沢市教育委員会は、こうした取組が徹底されるよう支援及び指導・是正を行います。
- 校長は、部活動顧問に対し、以下のことを指導・徹底します。
 - ・スポーツ医・科学の見地などから休養を適切に取ることが必要であること。
 - ・児童生徒が生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

(3) 部活動用指導手引の普及・活用

- 岩見沢市教育委員会は、関係団体等が作成した部活動用指導手引を市内の学校に周知し、活用を図るとともに、校長は、部活動顧問に対し、部活動用指導手引を活用して、合理的かつ効率的・効果的な指導を行うよう指導します。

3 適切な休養日等の設定

- 小中学校段階においては、児童生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とします。
 - ・学期中は週当たり2日以上以上の休養日(平日1日・土日1日以上)を設定
 - ・長期休業中は学期中に準じるとともに、長期休養(オフシーズン)を設定
 - ・1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日3時間程度
- 高等学校段階においても、上記の基準を基本としますが、各学校において中学校教育の基礎の上に心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点を考慮し、休養日の下限や活動時間の上限を設定して総量を規制した上で、一定の要件の下、上記の基準によらない弾力的な設定を可能とします。
- 高等学校段階においては、岩見沢市の地域特性から積雪で活動が制限される部活動や主に冬季に行われる部活動は、上記の基準を原則としますが、一定の制限の下、特例的な取扱いを可能とします。
- 校長は、休養日及び活動時間の指導・是正を行うなど、運用を徹底するとともに、岩見沢市教育委員会は、支援及び指導・是正を行います。

4 児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

- 校長は、児童生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置を検討します。
- 校長は、部活動の設置や統廃合に当たっては、ガイドラインを作成するなどして、児童生徒や保護者の理解の下、長期的視点で行います。
- 合同部活動の取組みにあたっては、児童生徒と部活動顧問の負担を考慮の上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断します。

(2) 地域との連携等

- 岩見沢市教育委員会及び校長は、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化等の活動の環境整備を進めます。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 岩見沢市教育委員会は、大会等の統廃合等を主催者や競技団体等に要請します。
- 校長は、参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査します。

6 部活動の充実に向けて

- 岩見沢市教育委員会は、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努めます。
- 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行います。
- 校長は、部活動顧問に対して、顧問と児童生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となることや、体罰や児童生徒の人間性を損ねるような発言や行為は許されないことを指導・徹底します。
- 校長は、保護者に部活動を公開する場を設けるなど、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努めます。
- 岩見沢市教育委員会は、障がいのある児童生徒が大会やコンクール等に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかけます。
校長は、部活動等を通じて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が交流する場を設けるよう努めます。

7 部活動地域移行に向けた取組

○市教育委員会は、持続可能な部活動の構築及び質の高い指導の実現に向け、部活動の地域移行を北海道教育大学岩見沢校、各スポーツ・芸術文化団体と連携、協働し、取組みを進めます。